

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年二月二十五日

佐賀県公安委員会

委員長 山口久美子

佐賀県公安委員会規則第二号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則（平成六年佐賀県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表の佐賀県鳥栖警察署の布津原交番の項を次のように改める。

鳥栖西 "	" 原古賀町
	鳥栖市のうち、布津原町、宿町、浅井町、萱方町、蔵上町、牛原町、養父町、古賀町、蔵上一丁目から蔵上四丁目まで、原古賀町、山浦町、山都町、桜ヶ丘町、幸津町

別表第二の二の表の佐賀県鳥栖警察署の平田警察官駐在所の項中「、原古賀町、山浦町、山都町」を削り、「桜ヶ丘町」を「村田町五反三步、西新町」に改め、同表の佐賀県鳥栖警察署の村田警察官駐在所の項中「、西新町」及び「、幸津町」を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年三月一日から施行する。